

■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標							
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降			
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり											
政策 1-1 災害から生命を守る											
施策 1-1-1 灾害・危機事象に備える対策の推進（災害発生時の被害や生活への影響を減らす）											
危機管理対策事 業	自然災害に加え、武力攻撃事 態等あらゆる危機事象への対応 強化の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民保護訓練や研修の実施、国民保護計画及び避難実施マスターマニュアルの継続的な見直し ●感染症対策物資の計画的な購入配備及び組織改編等を踏ました業務継続計画の見直し 							事業推進		
放射線安全推進 事業	「東日本大震災に伴う放射性物 質に関する安全対策指針」に基 づき、モニタリング結果の情報を 発信することなどにより、安全・安 心な市民生活を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施 							事業推進		
高層集合住宅の震 災対策推進事業	高層集合住宅の高層階に居住 する住民が、震災時にライフライ ンが復旧するまでの間、自立生 活ができるよう、防災備蓄ス ペースや防災対応トイレの設置 等を促すことにより災害危機事 象に備えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●中高層条例・総合調整条例に基づく手続等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施 ●要綱に基づく高層階への防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備促進 <p>R2 : 7件</p>							事業推進		
海岸保全施設維 持整備事業	津波や高潮災害などの頻発する 大規模な自然災害から市民の 生命と財産を守るため、海岸保 全施設の維持・整備を適切に行 います。	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸保全施設長寿命化計画に基づく老朽化した施設の維持管理の推進 ●津波・高潮対策のための海岸保全施設（陸間（りっこう））の改良の推進 							事業推進		
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進（地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす）											
狭い道路対策事 業	建築主等の理解と協力のもと に、狭い道路の拡幅整備を行 うことにより、地域の生活環境の 改善と安全で住みよいまちづくり を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●狭い道路後退用地の舗装工事等の実施 R2 : 41件 ●適切な情報発信による制度の周知 	50件	50件	50件	50件	50件		事業推進		
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進（地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす）											
急傾斜地崩壊対 策事業	地元発意による急傾斜地法に に基づく急傾斜地崩壊危険区域 の指定及び神奈川県による崩壊 防止工事を促進することにより、 土砂災害から市民の生命を守る ための取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地元発意による急傾斜地崩壊危険区域の新規指定・拡大に向けた調整 ●急傾斜地崩壊危険区域における神奈川県の崩壊防止工事に対する費用の一部負担 <p>R2 : 3件</p> <p>R3 : 36件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県との連携による急傾斜地崩壊危険区域等のパトロール <p>5件</p> <p>60件以上</p> <p>5件</p> <p>60件以上</p>	50件	50件	50件	50件	50件		事業推進		
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化（消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る）											
消防署所の適正配 置に係る事業	人口動態、都市構造、産業構 造の変化に伴い複雑多様化す る災害等に対応する消防体制を 構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防力の整備指針をはじめとした消防力の整備に関する情報の収集 ●社会環境の変化等に関する関係部局との情報交換 ●消防隊・救急隊等の現場到着時間の調査・分析 ●臨海部の整備等を考慮した適正配置の検討 							事業推進		
消防艇管理事業	発生が危惧される大規模地震、 特殊災害や新たな社会的要因 による危機事象等、海上及び沿 岸における各種災害に対応でき る体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防艇（2艇体制）の運用・維持管理 							事業推進		
ヘリコプター整備事 業	消防ヘリコプターの計画的な更 新及び最新の設備品を搭載す ることにより、災害対応能力を強 化します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防ヘリコプターの更新に向けた調査及び検討 							事業推進		
耐震性貯水槽建 設事業	大規模地震等の災害時に消火 栓の使用が不能となった場合、 必要不可欠となる耐震性貯水 槽を設置するため、公園等の公 共用地を中心に設置場所の調 査及び確保を行うほか、老朽化 した貯水槽の補修及び改修な ど、計画的に整備・維持を行いま す。	<ul style="list-style-type: none"> ●未充足区画における整備用地の確保及び耐震性貯水槽の整備並びに老朽化した既設貯水槽の補修・改修 							事業推進		

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
	消防広報事業	消防行政の円滑な事業推進のために、住民からの理解は必要不可欠であることから、各所属が実施する事業について、各種広報媒体を活用して広報を行い、住民に消防行政への理解を深めます。また、学校教育及び地域教育において事業を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●消防出初式の実施 ●「消防年報」「かわさきの消防」等の各種広報資料の作成 ●消防副読本の見直しの実施 						事業推進
	火災等の調査事業	火災原因等の調査を行い、その結果を分析し、出火防止対策等について市民に対して効果的な広報を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な火災原因調査の実施及び火災調査員の調査知識・技術の向上 ●火災調査結果に基づく火災原因及び死傷者の発生状況の詳細分析の実施と消防広報事業との連携 ●火災事例及び出火防止策についての広報 ●各消防署で実施する火災調査への支援体制の確立 ●各種調査資器材の更新 						事業推進
	消防音楽隊等活動事業	消防や市が主催する行事等において、消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技を通じ、火災予防の普及啓発をはじめとする市政の広報を幅広く行い、川崎市のイメージアップを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体からの依頼に基づく演奏・演技の実施 ●効果的な広報活動の実施 ●少人数及びカラーガード隊演奏を中心とした演奏・演技の実施 ●演奏会開催時の広告収入等による経費確保 ●楽器及び被服の適正な更新 						事業推進
	消防車両等管理業務	消防車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、整備等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●更新基準に基づく必要な装置等の整備及び計画的な消防車両等の更新 ●消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検の実施 ●二酸化炭素探査装置等の高度救助資器材の保守点検の実施 						事業推進
	救急車両管理業務	救急車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、救急資器材等の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●更新基準に基づく必要な装置等の整備及び計画的な救急車両の更新 ●救急車両の法定及び保守点検の実施 ●救急搬送用モニタ等の高度救命処置用資器材の更新 						事業推進
	警防資器材等管理業務	消火・救助活動等を迅速かつ確實に行えるよう、警防資器材等の整備及び維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種身体保護具、警防資器材及び泡消火薬剤等の計画的な更新整備 ●高圧ガスボンベ等の維持管理 						事業推進
	活動計画・出場計画に関する業務	消防隊の有効適切な活動を行って不可欠な、災害現場における活動指針及び事前措置計画の策定、見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化等に即した既存の警防計画等の見直し及び必要に応じた改正又は新規策定 						事業推進
	特殊災害対策業務	放射性物質災害や危険物災害・テロ災害などの特殊災害に対応するため、専門知識及び技術を習得させるとともに、必要な資器材を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊災害及び震災対策等に必要な資器材の整備 						事業推進
	航空関係業務	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航のため、航空隊員の能力向上を図るとともに、機体の整備と維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●操縦訓練、救助訓練、消火訓練など各種航空・消防訓練の実施 ●消防ヘリコプターの自隊による定期点検及び委託業者による点検の実施並びに航空法の指導基準に適合した安全性及び環境保全のための耐空証明取得 ●新規に採用した操縦士・整備士の運航に必要な資格取得 ●「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に対応した365日24時間運航体制の確立 						事業推進
	火災予防設備に関する業務	建築物の複雑化や新たな技術による消防用設備等の開発などの社会状況の変化及び火災事例等により、消防法等の防火に関する規定が頻繁に改正される中、建築物の消防同意事務や消防用設備等に関する事務を適正に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●防火に関する規定の改正及び関連規則等の整備 ●消防用設備等に関する事務や消防同意事務における適切な指導及び事務処理の実施 ●職員の知識・技術レベルを把握するための研修及び考查の実施 ●消防同意の電子化に向けた検討 						事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備（水害から市民の生命、財産を守る）									
雨水流出抑制施設指導業務	一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、水害を防止する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査の実施 ●特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び完了検査の実施 							事業推進
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる									
施策 1-2-1 防犯対策の推進（市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める）									
消費者自立支援推進事業	消費者被害が複雑化・多様化するなか、多岐にわたる消費者問題を迅速に把握し、安全・安心な消費生活を送れるよう被害の未然防止と消費者の自立に向けた支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者行政推進計画に基づく消費者行政の円滑な推進 ●川崎市消費者行政推進委員会、消費生活モニター及び消費者団体と連携の推進 ●消費者行政事業概要の策定 							事業推進
施策 1-2-2 交通安全対策の推進（市内の交通事故を減らす）									
施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする）									
パリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	パリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想地区的取組の推進（点字ブロックの設置、維持補修等） ●推進構想地区的取組の推進（点字ブロックの設置、維持補修等） 							事業推進
福祉のまちづくり普及事業	エレベーター・スロープの設置など建物等のパリアフリ化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を送ることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県・横浜市と共に研修会の開催 R2申込者数：93人（動画配信） 参加者数：50人以上 参加者数：50人以上 参加者数：50人以上 参加者数：50人以上 ●「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議等における指導・助言等の実施 R2：196件 参加者数：220件以上 参加者数：220件以上 参加者数：220件以上 参加者数：220件以上 ●高齢者・障害者団体等により構成される「パリアフリーまちづくり連絡調整会議」の開催 ●福祉のまちづくり条例・規則の改正に向けた取組の推進 							事業推進
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（誰もが安全、快適に道路を利用できる）									
道路・橋りょう等の維持補修事業	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行なうとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●道路施設の清掃・除草等の維持管理 ●駅前広場の清掃・警備等の維持管理 ●橋りょう補修の実施（塗装・伸縮継手・橋面舗装・高欄他） ●緊急補修の実施 ●橋りょう施設清掃 							事業推進
道路舗装事業	交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装等の強度不足や道路排水施設の能力不足に伴う道路冠水を解消し、円滑な車両走行環境を確保します。また、生活道路の舗装等の整備により、通過車両や歩行者・自転車等の安全で円滑な通行の確保を行なっています。	<ul style="list-style-type: none"> ●交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装の強度不足の解消 ●道路冠水対策の推進 ●生活道路の整備等 							事業推進
屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な屋外広告物許可業務の実施 ●路上違反広告物の除却の推進 ●屋外広告業登録制度の運用 ●景観計画特定地区的規制について景観行政部局との協議調整 ●屋外広告物適正化期間に合わせた屋外広告物適正管理の啓発 ●屋外広告物未申請物件調査及び未更新物件調査の実施 ●路上違反広告物除却推進協力員の改選 							事業推進
私道舗装助成事業	一般の交通に供しているものの用地に関する権利関係が複雑しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装において、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、生活環境の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●私道舗装助成取組の推進 							事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標				
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
占用業務管理	占用業務管理	道路占用物件や駅自由通路等の適切な管理、適正な特殊車両の通行許可などにより、道路等を適正に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な道路占用業務の実施 ●地価の変動に合わせた占用料の適正な管理 ●適正な特殊車両通行許可業務の実施 ●道路パトロールの実施 ●放置自動車等の路上放置物件の処理 ●駅自由通路等の適切な管理 ●横断歩道橋ネーミングライツなどの資産活用の取組推進 					事業推進
	地籍調査事業	地籍調査事業を推進することにより、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、円滑な土地取引、課税の適正化・公平化、大規模災害からの復旧・復興の迅速化等を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量の実施 ●調査測量結果の取りまとめ及び法務局との調整 ●調査成果の電子化及び成果交付システムの運用 					事業推進
	公共工事の適正化 推進事業	適正な設計積算の実施及び継続的な技術力の確保のため、積算システムの改良等を行うとともに、設計担当者に必要と考えるさまざまな研修を実施して技術職員の人材育成を推進します。また、工事の品質確保や生産性向上を目的とした情報通信技術を活用する公共工事の電子化(CALS/EC)、建設業界の担い手の育成、確保を目的とした工事における働き方改革の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な設計書作成や工事の管理・監督などに係る取組の推進 ●公共工事の品質確保に関する取組の推進（公共工事情報の電子化など） ●担い手の育成、確保のための働き方改革の推進及び効果的な取組の検討 ●技術力の向上や計画的な人材育成のための職員研修等の実施 					事業推進
	河川・水路財産管 理業務	河川、水路、調整池などについて、財産管理及び台帳整備、占用許可等の業務により、適正な管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・水路等の適正管理 ●河川現況台帳の整備 ●河川土地境界確定等の実施 ●適正な河川占用業務の実施 					事業推進

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上（安全でおいしい水を安定的に供給する）

水道・工業用水道 事業の危機管理対 策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進めます。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練や地域住民との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●PDCAサイクルによる上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直し ●職員を対象とした訓練・研修の継続的な実施 ●地域住民の協力による応急給水訓練の継続的な実施 ●他事業体と連携した訓練の継続的な実施 						事業推進
水道・工業用水道 事業における環境 施策の推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「上下水道局環境計画」に基づく取組の推進 ●環境計画年次報告書の作成・公表 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出 					・次期計画の検討・策定	事業推進
水道・工業用水道 事業における経営 基盤の充実・強化 事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しや資産の有効活用の推進による新たな収入源の確保に加え、社会変容を踏まえたデジタル化の推進等を図るなど、水道・工業用水道事業経営の効率化やお客様サービスの更なる向上を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「上下水道ビジョン」及び「上下水道事業中期計画」の推進 ●財政収支見通しの検討・調整の推進 ●資産の有効活用の推進（生田浄水場用地等） <ul style="list-style-type: none"> ・生田浄水場用地の有効利用に係る整備等の完了 ●行政手続のオンライン化の推進 ●組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施 		・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定検討	・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定		事業推進	

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標				
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成（地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す）								
	下水道水質管理・事業場指導業務	下水道への排水について監視する必要のある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。また、水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施 ●水処理センターでの適正な水質管理の実施					事業推進
	下水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進めます。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進めます。	●PDCAサイクルによる上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直し ●職員を対象とした訓練・研修の継続的な実施 ●他都市と連携した訓練の継続的な実施 ●浸水対策用排水ポンプ車【運用マニュアル】に基づく排水ポンプ車運用訓練の実施 R3：18回 15回以上 15回以上 15回以上 15回以上					事業推進
	下水道事業における環境施策の推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	●「上下水道局環境計画」に基づく取組の推進 ●環境計画年次報告書の作成・公表 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出				・次期計画の検討・策定	事業推進
	下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しや資産の有効活用の推進による新たな収入源の確保に加え、社会変容を踏まえたデジタル化の推進等を図るなど、下水道事業経営の効率化やお客さまサービスの更なる向上を進めます。	●「上下水道ビジョン」及び「上下水道事業中期計画」の推進 ●財政収支見通しの検討・調整の推進 ●資産の有効活用の推進 ●行政手続のオンライン化の推進 ●組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施				・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定検討 ・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定	事業推進
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる								
施策 1-4-1 総合的なケアの推進（多様な主体による地域での支え合いのしきみをつくる）								
	社会福祉法人指導監査等業務	社会福祉法人等の適正な運営を図るために、指導監査や法人の経営支援を行います。	●社会福祉法人に対する指導監査の実施（対象法人数43法人） ●第三者評価の実施 ●社会福祉法人経営改善支援事業の実施					事業推進
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。	●地域包括支援センターの運営 R3：49か所 49か所 49か所 49か所 49か所 ●地域ケア会議の推進 R3：300回 350回以上 400回以上 400回以上 400回以上 ・地域ケア会議の運用方法の改善に向けた検討と検討結果に基づく会議の開催 ●多職種協働によるネットワークの構築					事業推進
	社会福祉協議会との協働・連携	地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	●社会福祉協議会の支援、連携 ●ボランティア活動振興センターの支援					事業推進
	戦没者遺族等援護	戦没者追悼式の開催や、給付金の申請受付など、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。	●遺族会に対する支援・協力 ●戦没者追悼式の開催 R3：1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 ●給付金・弔慰金の申請受付、制度広報等の協力					事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
社会福祉審議会の運営	社会福祉審議会の運営	社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	●社会福祉審議会の開催・運営 ●各分科会の適正な実施 ・地域福祉専門分科会 R3:1回開催	1回開催	4回開催	1回開催	1回開催		事業推進
	更生保護事業	犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●保護司会等、更生保護関係団体への支援 ●社会を明るくする運動の実施 ●再犯防止推進計画に基づく取組の推進						事業推進
	地域福祉施設の運営	各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	●総合福祉センターの運営 ●福祉バルの運営 R3: 7か所	7か所	7か所	7か所	7か所		事業推進
	地域福祉計画推進事業	地域福祉の推進を図るために、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。	●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施 ・策定 (R2) ●地域福祉実態調査の実施及び分析 ・調査の実施		・計画の策定				事業推進
	日本赤十字社に関する業務	日本赤十字社が実施する人道支援を支えるため、日本赤十字社の会員増強運動や広報活動等に取り組みます。	●会員・社資の増強に向けた広報活動等の実施 ●小災害見舞金業務や救急法等に基づく講習会の実施 R3: 1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催		事業推進
施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実（介護が必要になつても高齢者が生活しやすい環境をつくる）									
高齢者住宅対策事業	高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改修費の助成などを行います。	●福祉住宅の運営 ●シルバーハウ징事業の実施 ●住宅改造費助成の実施						事業推進
	高齢者音楽療法推進事業	音楽を聴いたり、演奏する効果により、認知症、要介護高齢者の症状の進行予防を図ります。	●特別養護老人ホーム等における音楽療法の実施 R3: 19施設	20施設以上	20施設以上	20施設以上	20施設以上		事業推進
高齢者緊急一時入所事業	高齢者緊急一時入所事業	在宅高齢者が一時的に生活が困難な場合に、特別養護老人ホーム等に一時入所できる体制を整えます。	●緊急受入ニーズに対応するため、緊急一時入所事業や短期入所ベッド確保事業等の支援策の実施						事業推進
	高齢者保健福祉計画推進事業	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画に基づく事業を推進します。	●「かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の進行管理 ・策定 (R2) ●高齢者実態調査の実施及び分析 ・調査の実施		・計画の策定				事業推進
在宅福祉・医療サービスの推進事業	在宅福祉・医療サービスの推進事業	医療依存度の高い高齢者に対し、一時に医療機関への入院や介護老人保健施設への入所を行うとともに、かかりつけ医のいない高齢者への往診を通じて在宅生活の継続を図ります。	●あんしん見守り一時入院等事業による在宅療養高齢者等の支援 ●在宅福祉サービス保護措置による緊急時への対応						事業推進
	川崎市老人福祉施設事業協会の運営	協会に加入している施設の施設長会の開催、各種研修事業の実施等を通して、関係者相互の情報発信、共有に努めることで、関係施設の整合のとれた施設運営及び施設利用者の待遇向上を図ります。	●川崎市老人福祉施設事業協会の運営費の一部を補助						事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	特別養護老人ホーム等の施設入所者への処遇の低下等を防ぎ、施設の安定的な運営が図られるよう、施設の区分（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）に応じて、処遇改善費や施設振興費等を助成します。	●施設を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、処遇改善費や施設振興費等を助成						事業推進
	養護・軽費老人ホームの運営	経済的・環境的な理由から居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所措置します。また、無料又は低額な料金で高齢者が入所できる施設において日常生活上必要なサービスを提供します。	●居住での生活が困難な高齢者への措置入所の実施 ●養護老人ホーム及び軽費老人ホームへの運営支援の実施						事業推進
	老人保護措置	認知症や虐待等のやむを得ない理由により、介護保険法を利用することが著しく困難な高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所措置を行います。	●在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所の実施						事業推進
施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり（高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる）									
施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実（障害者が生活しやすい環境をつくる）									
発達障害児・者支援体制整備事業	「発達相談支援センター」を運営とともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達相談支援センター」における相談支援の実施 ●発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 R3：1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 ●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 R3：1回開催 2回開催 2回開催 2回開催 2回開催 							事業推進
ノーマライゼーションプラン推進事業	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と、計画に基づく障害福祉サービスの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施 ・策定（R2） 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 ●障害のある方の生活ニーズ調査の実施及び分析 ・調査の実施 2回開催 2回開催 2回開催 2回開催 						事業推進	
障害者支援制度実施事業	障害福祉サービス事業所等が適正なサービスの提供及び事業所を運営していくため、事業所の指定や指導・監査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業所等の指定 ●障害福祉サービス事業所等の指導・監査 							事業推進
施設障害福祉サービス事業	障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対して自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入所支援や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の提供、給付費の支給、運営費（市単独加算）の支援 ●公設施設の指定管理者制度による運営 							事業推進
難病患者地域生活支援事業	難病患者が地域で生活していくことができるよう、相談支援を実施するとともに、難病に関する普及啓発や、支援人材の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●難病に関する総合相談事業及び治療・看護などに関する研修事業の支援 ●骨髓バンクドナー登録会と骨髓ドナー支援助成制度の実施 							事業推進
施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進（障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる）									
障害者手当等支給事業	障害者の所得保障及び日常生活上の負担軽減を目的に、特別障害者手当等の各種手当を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手当等の支給 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度重複障害者等手当 ・外国人等心身障害者福祉手当 							事業推進
精神保健事業	地域みまもり支援センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施 ●研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進 R2:48回開催 研修会71回開催 研修会71回開催 研修会71回開催 研修会71回開催 						事業推進	

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標				
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
本政 策策 略	障害者団体等支援事業	「地域活動支援センター」の活動や障害者団体の自主活動を支援します。また、市民と行政の共同で積み立てた基金を活用し、市内の社会福祉法人や団体が実施する在宅心身障害者援護活動等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の日中活動の場・社会参加の場となる地域活動支援センターの運営補助等 ・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症との専門相談支援の実施 ●運営費補助等を通じた障害者団体の育成・支援の実施 ●心身障害者福祉事業基金を活用した障害者団体等の活動資金の助成 					事業推進
	精神保健福祉対策事業	障害者の家族への相談、援助などを行うことにより、地域における精神障害者の社会復帰や自立促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●心の健康相談や交流事業の実施を通じた精神障害者やその家族の自立促進 R2実施日数：82日 心の健康相談実施日数：95日 心の健康相談実施日数：95日 心の健康相談実施日数：95日 					事業推進
	日常生活用具等給付事業	重度障害者の住環境整備、緊急時の連絡体制の確保等により在宅生活の支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●既存住宅の改良費用等の助成を行う、やさしい住まい推進事業の実施 ●障害者緊急通報システム設置運営事業の実施 					事業推進
	精神科医療・退院後支援事業	自傷他害のおそれのある精神障害者に対して診察を行い、措置入院の必要性を判断し、医療と保護を実施します。また、精神症状の悪化等で入院が必要な方に医療機関の紹介を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察等の実施 ●措置入院患者等の退院後の地域支援の実施 ●関係機関等と連携した、他害行為等の再発防止と社会復帰に向けた支援 ●重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施 					事業推進
施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える）								
施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり（健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす）								
本政 策策 略	保健所管理運営事業	公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を効率的かつ適正に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所・保健所支所の管理運営 ●保健所運営協議会の開催 R3：2回開催 2回開催 ●災害時保健対策の体制整備 	2回開催	2回開催	2回開催	2回開催	事業推進
	後期高齢者健診事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度加入者に対して健康診査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者健康診査の実施 ●対象者への個別通知や広報による制度周知 ●関係機関との連携による事業推進 					事業推進
	公害健康被害予防事業	子どもを中心としたアレルギー性疾患予防を推進するため、相談・講習会等を実施し、正しい情報の普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●公害健康被害予防事業の実施 ・ぜん息児運動教室の開催 ・ぜん息児キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の開催 ・リハビリテーション事業の実施 					事業推進
	公害保健福祉事業	公害健康被害被認定者に対して、健康の回復と保持増進を図るため、訪問指導等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公害保健福祉事業の実施 ・転地療養事業の実施 ・家庭における療養の指導 ・家庭における療養に必要な用具の支給 ・インフルエンザ予防接種費の助成 					事業推進
	川崎・横浜公害保健センターの運営	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の検査・保健福祉事業及び大気汚染に係る健康被害予防事業を実施する、川崎・横浜公害保健センターの運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎・横浜公害保健センター」の運営支援 ●「川崎・横浜公害保健センター」による医学的検査や、保健福祉事業、健康被害予防事業の支援 					事業推進
	健康調査事業	国からの委託事業で、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために実施する調査等です。	<ul style="list-style-type: none"> ●国からの委託による環境保健サーベイランス調査（健康調査）の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施 					事業推進
	原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳交付受給者等）に神奈川県、横浜市、相模原市と協調した援護対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●原子爆弾被爆者への栄養補給食品の支給、はり・きゅう・マッサージ療養費支給の実施 ●原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費支給の実施 					事業推進
	公害健康被害補償事業	公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害を補償し、健康の回復及び保持増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公害認定審査会で事業推進の審査、手帳の更新、各種補償費の給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券（証）の交付 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費の補助 					事業推進

基本政策 政策策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標							
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降			
政策 1-5 確かな暮らしを支える											
施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営（信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する）											
指定難病対策事業	特定医療費支給認定事務等を適正に実施し、指定難病に係る医療費の一部を助成します。	● 特定医療費支給認定事務等の実施							事業推進		
国民年金の運営業務	年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等の業務を行つとともに、年金の各種相談を行います。	● 年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等業務及び年金の各種相談業務の実施							事業推進		
施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進（健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす）											
中国残留邦人生活支援事業	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援します。	● 永住帰国した中国残留邦人等を対象とした生活支援の実施							事業推進		
民間保護施設措置者待遇改善及び施設振興	生活保護法が定める保護施設の入所者の待遇改善及び施設経営の健全化を図るために支援を実施します。	● 保護施設の入所者の待遇向上及び施設経営の健全化を図るために支援の実施							事業推進		
明るい町づくり対策	ホームレス自立支援施設を運営するとともに、関係機関、市民団体等と連携してホームレスの自立支援を推進します。	● ホームレス自立支援実施計画に基づく取組の推進 ● 巡回相談員による生活状態・健康状態の把握及び支援の実施 ● 自立支援センター等による自立支援の推進 ● アフターケア事業による再野宿化防止の取組の推進							事業推進		
福祉資金貸付事業	市内の低所得世帯に対して生活の安定寄与を目的とした生活資金の貸付を行います。	● 生活資金貸付及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付の実施							事業推進		
行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	行旅死亡人等の葬祭執行や生活保護の適用外となる外国人の入院医療費等の救済などを行います。	● 行旅死亡人に係る葬祭執行等の対応							事業推進		
政策 1-6 市民の健康を守る											
施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化（いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える）											
市立看護大学の管理運営	看護実践能力を有する質の高い看護師及び地域社会に貢献できる看護師の育成を進め、医療人材の確保を図ります。	● 本学の魅力を高める取組の充実・強化による優秀な学生の確保 ● 医療の高度化・専門化、多様化する看護ニーズに対応できる看護人材の育成							事業推進		
血液対策事業	血液の必要量の確保と安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。	● 年4回の献血キャンペーン期間を中心とした啓発・広報活動の実施 ● 若年層への献血知識の啓発活動の実施 ● 血液対策協議会の運営 R3 : 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 ● 血液対策事業推進功労者の表彰							事業推進		
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営（誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する）											
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保（感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える）											
健康危機管理対策事業	広域的な感染症や食中毒など、さまざまな健康危機事象の発生に備え、健康危機管理体制の整備を推進します。	● 健康危機管理体制の整備 ● 事業者等を対象とする健康危機管理対策研修会の開催 ● 鳥インフルエンザ対策の実施							事業推進		
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり											
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる											
施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進（地域で子育てを支えるしくみをつくる）											
児童手当支給事業	子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図しながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	● 児童手当の支給 R2支給児童数 : 192,048人							事業推進		
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進（子どもを安心して預けられる環境を整える）											
施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進（子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる）											
施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり（子どもが安心して育つしくみをつくる）											
小児ぜん息患者医療費支給事業	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	● 小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給 R2対象者数 : 4,029人							事業推進		

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
	小児慢性特定疾 病医療等給付事 業	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。	● 小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付 R2対象者数 : 1,353人						事業推進
	災害遺児等援護 事業	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。	● 児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 R2手当支給件数 : 延べ640件						事業推進
政策 2-2 未来を担う人材を育成する									
施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進（すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う）									
	学校教育活動支 援事業	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。	● 教育活動サポーターの配置 ● 小・中・特別支援学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家等）						事業推進
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応（支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる）									
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備（安全で快適に過ごせる学習環境を整える）									
施策 2-2-4 学校の教育力の向上（教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する）									
	教育研究団体補 助事業	校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	● 各団体の活動支援						事業推進
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する									
施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上（大人や子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する）									
施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援（市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる）									
	社会教育関係団 体等への支援・連 携事業	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業等について、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言等を行います。	● 生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実						事業推進
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり									
政策 3-1 環境に配慮したくみをつくる									
施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進（地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす）									
	環境功労者表彰 事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	● 環境功労者の表彰						事業推進
	エコオフィス推進事 業	環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の率先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。	● 「地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく市の率先取組の推進 ● グリーン購入の推進 ● 環境配慮契約の推進 ● 公共施設の省エネ診断の実施						事業推進
	環境影響評価・環 境調査事業	大規模な工事や開発事業などの実施にあたり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を総覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	● 環境影響評価手続の的確な実施 ● 環境影響評価審議会の運営 ● 地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ● 地球温暖化対策推進法の改正に係る対応 ● 環境調査手続の的確な実施						事業推進
	環境総合研究所 協働推進事業	研究所の研究成果を市民や事業者等に広く情報発信し、環境配慮意識の向上等につなげます。また、さまざまな主体との連携による普及啓発や、研究所の立地を活かした企業等との連携に取り組みます。	● 研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ● 機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ● 市民や学校、研究機関協議会等との連携 ● キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進						事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
国際連携・研究推進事業	国際環境技術連携事業	国際連合環境計画（UNEP）やその他の国際・研究機関と連携しながら、アジア諸国の環境配慮への取組を促進することにより、地球規模の環境改善へ貢献しています。	●国際連合環境計画（UNEP）との連携（フォーラム等の開催検討・活用） ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流（技術研修及び行政研修） ●環境技術情報の収集・発信						事業推進
	都市環境研究事業	地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。また、気候変動・適応に関する情報の収集・整理・提供等を行います。	●地球温暖化対策に関する調査研究の推進（温室効果ガス排出量・気候変動） ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症） ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施						事業推進
	産学公民連携事業	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善をめざした共同研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信（セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展）						事業推進
	国際連携・研究推進事業	国が推進する二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用し、アジアの途上国等が抱える課題の解決をめざすとともに、市内企業の海外展開を支援します。	●二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ●インドネシア共和国バンドン市との都市間連携の実施						事業推進

政策 3-2 地域環境を守る

施策 3-2-1 地域環境対策の推進（空気や水などの地域環境を守る）

大気環境調査研究事業	光化学オキシダントやPM2.5、石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて、近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	●一般環境、道路沿道及び発生源周辺におけるPM2.5 の実態調査の実施 ●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施（PM2.5、光化学オキシダント等） ●石綿濃度実態調査及び建築物の解体工事に伴う石綿濃度調査の実施 ●酸性雨の実態調査の実施（他自治体との共同調査を含む） ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物（VOC）等の調査の実施							事業推進
土壤汚染対策事業	土壤汚染対策のため、関係法令等に基づく事業者への指導・助言等を行うとともに、地下水の状況把握及び汚染井戸の継続的な監視を実施します。	●関係法令等に基づく指導・助言の実施 ●関係法令等に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ●関係法令等に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施							事業推進
地盤沈下・地下水保全事業	地盤沈下の防止のため、地下水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。また、水環境の保全のため、雨水浸透の取組を推進します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測 ●地盤沈下観測所における地下水位及び地盤沈下量の観測 ●地下水塩水化調査の実施 ●関係法令等に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ●雨水浸透の取組の推進 ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理							事業推進
水環境調査研究事業	工場・事業場からの排出水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。また、河川・海域等公共用水域における水質及び水生生物に係る調査研究を実施します。	●工場・事業場排出水の分析調査 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●水環境の調査・研究に関する情報収集及び成果発信							事業推進
化学物質適正管理推進事業	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進するとともに、化学物質対策に関する普及啓発などを進め、化学物質の適正管理を推進します。	●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 ●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発 ●関係法令等に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の適正な自主管理の促進							事業推進

基本政策 政策策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
環境化学物質研究事業	環境化学物質研究事業	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	●大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスク評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信						事業推進
	騒音振動対策事業	工場・事業場、建設現場、自動車、鉄道及び航空機などから発生する騒音・振動や生活騒音を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	●関係法令等に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ●環境基準適合状況調査及び実態調査 ●苦情相談に対する実態把握と適切な対応 ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進						事業推進
	悪臭防止対策事業	悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。	●関係法令等に基づく事業所等の監視・指導及び広域悪臭対策の実施 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進						事業推進
	環境情報システム運営事業	関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●環境情報システムの安定的な運用保守 ●法令改正等に伴うシステムの一部改修 ●OSサポート終了、アップデート等に伴うシステムの改修、再構築 ●今後の更新計画の検討						事業推進
施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める）									
産業廃棄物処理・再資源化事業	し尿・浄化槽収集事業	清潔で快適な市民生活を確保するため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、災害時の生活環境の保全、公衆衛生の確保のため、災害用トイレの備蓄を行います。	●一般家庭や仮設トイレからのし尿収集の実施 ●浄化槽清掃作業の実施や浄化槽管理者への維持管理指導の実施 ●公衆トイレの維持管理 ●災害用トイレの備蓄及び災害用トイレの組立訓練の実施						事業推進
	産業廃棄物指導・許可等事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進						事業推進
	廃棄物処理施設等整備事業	廃棄物処理施設等が安定的に稼動できるように維持補修・整備等を実施します。	●廃棄物関連施設の維持補修 整備工事等の実施 ●公衆トイレの改修工事等の実施						事業推進
	廃棄物中継輸送等事業	廃棄物処理施設の効率的な運営のため、大型コンテナ車への積み替えや鉄道での輸送を実施します。	●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●廃棄物の鉄道輸送の実施						事業推進
	海面埋立事業	各処理センター等から搬出される焼却灰等について、適正かつ安定的に埋立処分を実施します。	●廃棄物の適正かつ安定的な埋立処分の実施 ●保有水の無害化処理の適正かつ安定的な実施						事業推進
	し尿処理事業	収集したし尿及び浄化槽汚泥について、適正かつ安定的に処理を実施します。	●適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の実施						事業推進
	建設リサイクル法業務	建設工事から発生するコンクリート廃材などの建設副産物のリサイクル率の向上を促進し、環境負荷の低減等に向け、指導・助言を行なうことにより、生活環境の保全を図ります。	●届出の受理 R2：1,982件 2,300件以上 2,300件以上 2,300件以上 2,300件以上 ●解体現場等のパトロール R2：135件 150件以上 150件以上 150件以上 150件以上 ●適正な分別解体等の指導・助言						事業推進
	建設リサイクル事業	公共工事から発生する建設副産物の再利用促進のため、建設副産物対策に関する指導等を行います。	●建設リサイクルの実態調査、整理及び検証 ●「建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進 ●建設リサイクル推進関連ポスターの配布等による、啓発活動の推進						事業推進

基本政策 政策策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標									
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降					
	建設発生土処理事業	公共工事から発生する建設発生土を適正に処理し、広域的な活用を含めた事業推進により、有効利用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共工事から発生する建設発生土の調査、把握及び効率的、計画的な処理の推進 ●公共工事から発生する建設発生土の広域利用による有効活用の推進 			事業推進							
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす													
施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成（多様な主体との協働、連携により緑を育む）													
	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施 ●都市計画法に基づく開発行為や建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●多摩川風致地区内の建築物等や等々力緑地等の都市計画施設内の建築物の規制に関する許認可の実施 ●緑化基金協力金の還元事業として、対象事業区域周辺の既存公園の整備の実施 ●緑化指針に基づく取組の推進 ・指針の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化指針に基づく取組の推進 ・指針の改正 	事業推進								
施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備（豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する）													
	長期未整備公園緑地の見直し事業	都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地について、事業計画の見直しや区域の変更などの検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画変更等による事業計画の見直し 			事業推進							
	菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●整備及び緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進 			事業推進							
	公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃、補修等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。また、老朽化した公園施設の計画的な改修を公園施設長寿命化計画に基づき進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理 ●公園及び緑地内の樹木の剪定や草刈りなど適切な維持管理の実施 ●公園灯の不点灯補修や時計塔の故障補修など電気設備等の適切な維持管理の実施 ●公園内の公園灯やトイレ照明におけるESCO事業の推進 			事業推進							
	街路樹適正管理事業	街路樹管理計画に基づき、街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施 ●樹木診断及び樹木更新の実施 			事業推進							
施策 3-3-3 多摩丘陵の保全（市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する）													
施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する）													
	都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することをめざします。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信 ●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施 			事業推進							
施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進（多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める）													
	多摩川緑地維持管理事業	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩川緑地の維持管理 ●多摩川緑地の公園施設の整備 ●かわさき多摩川ふれあいロード・マラソンコースの走路周辺の草刈や舗装等の補修 			事業推進							

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標														
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降										
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり																		
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興																		
施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化（海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす）																		
施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）																		
計量検査・管理指導事業	適正な「計量」を確保するため、特定計量器の定期検査・質量標準管理、各種立入検査を実施します。また、川崎市計量協会の指導・育成を図ります。さらに、正量取引月間及び計量管理強調月間において、市内事業所及び市内適正計量管理事業所等に対し、普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準分銅等の質量標準管理や特定計量器の定期検査、小売店舗等への各種立入検査の実施 ● 計量団体の指導・育成 ● 計量管理強調月間（11月）、正量取引強調月間の開催（7月・12月） ● 小学生等を対象とした夏休み親子計量教室の開催（8月・市計量協会と共に） 							事業推進									
卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	法令等に基づき、市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給するため、市場内事業者に對し、許可及び指導監督業務を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に基づく各種の許可、検査、指導、監督業務の実施 ● ホームページを通じた情報発信や食育・花育講座の実施 ● 本市場の円滑な集荷を維持していくため、効果的な集荷支援策の実施 ● 国の卸売市場法改正に合わせた許可・指導監督業務の実施 							事業推進									
施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成（市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる）																		
産業振興協議会等推進事業	学識経験者等からの意見聴取や市内経済の動向調査により、効果的な産業振興施策の展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興協議会の開催・運営 ● 中小企業活性化条例に基づく施策の検証、施策への反映 ● 「かわさき産業振興プラン」実行プログラムの進捗管理 ● 「川崎の産業」の作成、経済動向等の調査・分析 					<ul style="list-style-type: none"> ・次期かわさき産業振興プランの策定 			事業推進								
建設業振興事業	中小建設業者の経営改善を目的とした事業者向けの研修会や、市民と直接会える場を提供して受注拡大につなげるための住宅相談会等を開催し、建設業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内中小建設業者等を対象とした経営支援研修会の開催 ● 市民を対象とした住宅相談会やセミナーの開催 								事業推進								
産業立地地区活性化推進事業	本市が産業立地を促進した地区（マイコンシティ地区、水江町地区、新川崎A地区）において、事業用定期借地方式等による長期間の市有地貸付や地区計画による継続的な立地規制等の手法を各地区的個別的背景に応じて採用し、長期安定的な操業環境の確保及び産業集積を維持するとともに、立地企業からの相談・要望への対応や立地企業間の交流の促進を通して、各地区的産業活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間貸付事業（事業用定期借地）の継続 ● 立地企業からの相談・要望への対応及び成長支援 ● マイコンシティ地区におけるマイコンシティセンターの活用等を通じた立地企業間交流の促進 ● 水江町地区における貸付公有地内護岸維持管理 							事業推進									
金融相談・指導事業	中小企業者等の経営環境改善のため、相談業務や認定業務などを通じて、事業者等の経営や金融に関する課題解決を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業信用保険法に基づく認定業務の実施 ● 経営や金融に関する相談の実施 ● 創業支援資金等の診断の実施 ● 倒産企業の情報収集 								事業推進								
施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化（市内農家の農業経営を安定化・健全化させる）																		
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上																		
施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進（次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする）																		
施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援（成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する）																		
環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化につながる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援を通じて、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内環境製品・技術等の情報発信 ● 川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信 ● 「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援 								事業推進								

基本政策 政策策	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標				
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化（先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する）								
医工連携等推進事業	医療関係機関や医療機器製造販売企業等との交流機会の提供などを通じて、事業者の医療産業分野への参入を支援します。	● 医療現場や医療機器製造販売企業等との交流、マッチング機会の提供						事業推進
科学技術基盤の強化・連携事業	日本の将来を担う子どもたちに科学技術への興味を喚起するための啓発を行うほか、現に活躍する科学者・研究者同士等の交流を促すため、科学者・研究者交流促進イベントを開催し、科学技術分野におけるオープンイノベーションを推進します。	● 市内企業等の科学技術力を活用した子どもたちに対する教育事業の実施 ● 科学者・研究者交流促進イベントの実施						事業推進
施策 4-2-4 スマートシティの推進（スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する）								
施策 4-2-5 I C T（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上（I C Tにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする）								
情報統括監理推進事業	副市長を情報統括監理者（CIO）とする情報統括監理体制により、情報システムのダウ/nsaiングや統廃合の推進、全府統一的なセキュリティ対策を確かに迅速に実施するなど、府内の情報化を全体的に把握し、部局間の調整を円滑に進めます。	● 情報システムの適正な評価・調整の実施 ● アクセシビリティへの配慮など、システム導入前の確認の実施 ● 情報システムの最適化に向けた取組の推進 ● 自治体情報システムの標準化・共通化への取組の推進 ● 「ICT部門の業務継続計画（震災対策編）」に基づく業務継続体制の確保 ● 情報セキュリティ対策強化に向けた取組の推進						事業推進
情報環境整備事業	電子行政サービスを円滑かつ的確に提供するために必要なネットワークやパソコンなどの情報環境の整備・運営を行います。	● 庁内ネットワーク強靭化に向けた取組の推進 ● 本庁地区ネットワークの再構築 ● 庁内に配置する計画配置パソコンの整備及び更新						事業推進
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる								
施策 4-3-1 人材を活かすくみづくり（市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する）								
施策 4-3-2 働きやすい環境づくり（誰もが働きやすい環境を整える）								
住宅相談事業	市民からの住まいに関する相談に的確に対応し、生活の基礎である住環境の改善を推進します。	● 住宅相談員による住宅の修繕や耐震補強、バリアフリー化等の各種相談の実施						事業推進
政策 4-4 臨海部を活性化する								
施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする）								
多摩川リバーサイド地区整備推進事業	羽田空港近接の立地条件を活かし、大規模な土地利用転換の機会を捉え、高規格堤防事業と連携を図りながら、適切な土地利用を誘導することにより、民間活力を活かした良好な都市機能の形成を図ります。	● 多摩川リバーサイド地区の整備・誘導方針に即した土地利用の誘導						事業推進
施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成（川崎港での物流を活発にする）								
友好港交流推進事業	川崎港の利用促進に向けて、ベトナム・ダナン港及び中国・連雲港港との交流事業を推進します。	● ベトナム・ダナン港、中国・連雲港港との貿易促進や定期航路の開設・維持に向けた人材交流等の取組の推進						事業推進
港湾統計・情報システム運営事業	港湾情報システムの効果的・効率的な構築と運営を行い、更なるデジタル化を推進するとともに、港湾統計データの活用により、港の利用促進を図ります。	● 「港湾調査」の円滑かつ適正な実施及び調査・分析 ● 港湾情報システムの適正な管理・運営 ● 統計年報の作成及びホームページ等による情報発信 ● 国のサイバーポート施策との連携に向けた検討・対応						事業推進
浮島1期地区基盤整備事業	浮島1期地区について、本格利用に向けた基盤整備を推進します。	● 本格的土地利用に向けた検討・協議・調整 ● 本格利用に向けた基盤整備の推進						事業推進
港湾管理事業	川崎港の公有財産の貸付・許可、港湾施設使用料等の調査研究及び手続きのオンライン化等を通じて、効率的・効果的な港湾の管理を推進します。	● 公有財産の適正な管理 ● 港湾環境整備負担金の調査・徴収等 ● 公有財産の有効活用の推進						事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標				
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
京浜港広域連携 推進事業	京浜港（川崎港、東京港、横浜港）の連携強化を推進し、国際競争力強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●京浜港の総合的な計画に基づく取組の推進 ●京浜港の国際競争力強化に向けた連携施策についての検討・実施 ●京浜港の港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進 						事業推進
	港湾計画策定事 業	利用しやすい港湾をするため、民間企業からの要請等に応じて港湾計画の変更手続をするとともに、次期港湾計画改訂に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾計画・長期構想の改訂等の実施 ●港湾施設の利用状況等に合わせた港湾計画変更に関する調整 					事業推進
	港湾における規制 指導事業	港湾区域、臨港地区等における適正な規制指導を実施するとともに、臨港地区及び分区の見直しに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水域占用・ふ頭用地利用許可等における審査等 ●港湾区域や臨港地区内等における行為の規制 ●港湾法に基づく民間事業者への技術的指導・助言等 					事業推進
	陸上施設等管理 運営事業	公共ふ頭の陸上施設等の円滑な管理・運営を行うとともに、港湾貨物の円滑な流れを確保するため適切な維持・補修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●関連する計画・事業を踏まえた陸上施設等の適切な維持・補修の実施 ●陸上施設等の円滑な管理・運営 					事業推進
	海上・係留施設等 管理運営事業	海上・係留施設の適切な維持・補修及び円滑な管理・運営を行うことで、川崎港の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した係留施設等の適切な維持・補修、更新の実施 ●海上・係留施設等の円滑な管理・運営 					事業推進
	入出港船舶等調 整事業	川崎港の利用促進を図るため、出入港船舶の安全確保及び航路の効率的な運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●航行安全を確保した上で効率的な船舶調整業務の実施 ●効果的な水先人・曳船の斡旋と利便性向上の協議 					事業推進
	川崎港海底トンネ ル維持管理事業	適切な維持管理により良好な状態を維持し、交通の円滑化及び利用者への安全性・利便性の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港海底トンネルの電気・機械設備の運転・点検管理、維持補修 ●川崎港海底トンネルの円滑な管理・運営 					事業推進
施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める）								
浮島 2 期地区埋 立事業	市民生活や公共工事を支えるため、浮島 2 期地区において、護岸の適切な維持管理を行うとともに建設発生土等の適正な受入・処分を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●建設発生土等の受入に対する適正な埋立管理の実施 ●埋立管理施設等の維持・整備の推進 ●埋立事業計画等を考慮した年間埋立計画の作成 						事業推進
	港湾緑地維持管 理事業	市民に親しまれる港湾緑地の適切な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾緑地の適切な維持管理 ●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理 					事業推進
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する								
施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成（川崎・武藏小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める）								
施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備（新川崎・鹿島田・溝口・鷺沼・宮前平・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める）								
溝口駅周辺地区ま ちづくり推進事業	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺の魅力の増進に向けた民間開発の協議・調整 						事業推進
政策 4-6 良好的な都市環境の形成を推進する								
施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する）								
都市計画区域の整 備、開発及び保全 の方針等改定・推 進事業	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりの推進 	改定の調査・検討	改定素案の作成	改定			事業推進
		<ul style="list-style-type: none"> ●事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施 	登戸野川線 約1.2km R2 : 1件	登戸野川線 1km以上 R2 : 77件	世田谷町田線 1km以上	その他路線の継続 実施 1km以上	その他路線の継続 実施 1km以上	事業推進
都市施設の計画管 理等事業	事業未着手の都市計画道路に関する測量を行い、都市計画道路平面図の更新と地図情報システムへの反映を行い、適切な情報提供、都市計画法に基づく許認可業務の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者の申請に伴う都市計画道路路線測量の実施 ●土地所有者の申請に伴う都市計画道路路線測量の実施 ●都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許認可業務の実施 						事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標					
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降	
	都市計画地図情報 報・基礎調査等事 業	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の画面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供します。	●地図の更新業務の推進 総括図、都市計画図4区分	総括図	総括図	基本図、総括図	総括図、都市計画図3区分		事業推進
	マンション建替え支 援指導業務	老朽化した民間マンションが適切な時期に円滑な建替えが進められるよう、建替組合や民間事業者に対して法律上の指導、及びマンションの立地特性や建築条件に応じた適切な誘導を図ることで、良好な居住環境の形成に向けた取組を促進します。	●マンションの建替えの円滑化等に関する法律の適用による建替えの促進 ●新規地区の事業調整	第11回基礎調査 の実施	第11回基礎調査 結果の解析			第12回基礎調査 の調査区の設定	事業推進
	庁舎等建築物の長 寿命化対策事業	令和3（2021）年度末に策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、資産保有の最適化を踏まえつつ、施設の機能、性能の劣化の有無や状況・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を推進します。	●庁舎等建築物の劣化状況の調査及び取組の優先度判定 ●庁舎等建築物の長寿命化設計・工事の実施						事業推進
	大規模低未利 用地等のまちづくり誘 導事業	工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向を捉え、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づく的確な指導・誘導を図ります。	●「大規模工場跡地の整備方針」や地域課題等を踏まえた土地利用の誘導						事業推進
	市街地開発事業の 推進業務	民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進します。	●土地区画整理事業の推進 ●市街地再開発事業の推進 ●市営四方嶺住宅跡地周辺整備事業の推進	工事着手	工事完了、供用開始				事業推進
	住居表示調査等 事業	「住居表示に関する法律」に基づき、建物に順序良く番号を付け住所をわかりやすくする住居表示の実施を推進します。	●住居表示の実施 ●住居表示の維持管理						事業推進
	まちづくり対策事業	規模の大きい建築計画においては、総合調整条例と紛争調整条例の相互連携に基づく適切な調整を行うことにより、地域の意見を踏まえたまちづくりを推進します。	●「総合調整条例」及び「紛争調整条例」の適正な運用 ●「葬祭場等の設置等に関する要綱」の適切な運用 ●建築・開発審査会の公正・適正な運営 ●まちづくり相談事業の実施						事業推進
	建築・宅地に關す る指導・審査事業	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監査業務を円滑かつ的確に行います。	●都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査等業務、監査業務及び証明書等交付業務の円滑かつ的確な実施 ●法改正や新たに創設される制度等に対応した企画調整や条例・規則等の改正 ●申請者等の利便向上に資する電子申請導入等のデジタル化の検討と効率的な運用の推進	運用拡大の検討	運用拡大				事業推進
	長期優良建築物 支援事業	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。	●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用 R2：438棟 ●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施 R2：29件 ●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進	520棟以上	520棟以上	520棟以上	520棟以上	30件以上	事業推進

基本政策 政策策 略	事務事業名	概要	現状	事業内容・目標								
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降				
	低炭素建築物支援事業	生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認定制度を、適正かつ効率的に運用し、脱炭素化に寄与する取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用 R2 : 66件 50件以上 50件以上 50件以上 50件以上 ●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進 						事業推進			
施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進（機能的で美しく、住んでいてこごちよい街なみを創出する）												
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する												
施策 4-7-1 広域的な交通網の整備（首都圏における円滑な交通網を整える）												
施策 4-7-2 市域の交通網の整備（自動車での市内交通を円滑化する）												
施策 4-7-3 身近な交通環境の整備（地域の人々が生活しやすい交通環境を整える）												
施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実（安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する）												
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する												
施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進（スポーツを身边に感じ、楽しむ市民を増やす）												
施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興（市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする）												
施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進（音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる）												
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション												
施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成（市内外における市の認知度・好感度を高める）												
国際施策推進事業	国際施策推進事業	国際施策推進プランの的確な推進を図り、眞のグローバル都市川崎をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際施策推進プラン」に基づく取組の推進 ●「国際施策推進プラン」第3期実行プログラムの策定及び進捗管理プログラムの策定 						事業推進			
									事業推進			
施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興（市内への集客及び滞在を増加させる）												
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり												
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する												
施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしきみづくり（多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める）												
都市政策研究事業	都市政策研究事業	都市政策に関する情報収集、調査研究等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●学識経験者等による研究会の開催及び学会への参加 ●職員の研究チームによる政策課題の研究 ●本市の政策課題に関連した政策情報誌の発行 						事業推進			
									事業推進			
施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進（市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う）												
報道事務	報道事務	新聞・テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●記者会見、報道機関への情報提供、ホームページなどによる、分かりやすく効果的な市政情報の発信 ●報道機関との円滑な連絡調整 						事業推進			
									事業推進			
公文書館運営事業	公文書館運営事業	公文書館の効率的な運営と歴史的公文書等の情報提供に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公文書や歴史的公文書等の適正な管理と情報提供 ●古文書講座や歴史講座の開催、ホームページによる広報と啓発 ●公文書館施設・設備の維持補修など適切な管理 						事業推進			
									事業推進			
施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（市民満足度の高い区役所サービスを提供する）												
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる												
施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進（平等と多様性を尊重する意識を高める）												
施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進（性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える）												
施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進（それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちを実現する）												